

改正

令和2年10月22日水道事業告示第8号

恵那市下水道排水設備工事指定店の処分及び指導に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵那市下水道排水設備工事指定店規程（令和2年恵那市上下水道事業管理規程第7号。以下「規程」という。）第8条に規定する指定の停止又は取り消し等に関し、規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(処分及び指導)

第2条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、下水道排水設備工事指定店及び下水道排水設備工事責任技術者（以下「工事指定店等」という。）が、規程第8条第1項各号に掲げる行為（以下「違反行為等」という。）を行ったときは、同条に規定する処分のほか、口頭又は文書による指導を行うことができる。

(基準)

第3条 管理者は、工事指定店等の違反行為等の内容を確認したときは、工事指定店等に対し別表第1違反点数の欄に掲げる違反点数を付加するものとする。ただし、当該行為が不可抗力その他特別な事由に係る場合は、この限りではない。

2 違反点数を付加する場合において、一の事件につき、2以上の違反行為等が認められた場合は、それぞれの違反行為等に対する違反点数を合算するものとする。

3 違反行為等に対する処分は、別表第2のとおりとする。

(委員会の設置)

第4条 工事指定店等の処分及び指導を公正に行うため、恵那市下水道排水設備工事指定店審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第5条 委員会は、管理者の委任を受けて次の事項を行う。

- (1) 違反行為等の調査、審査に関すること。
- (2) 工事指定店等の処分及び指導の方針に関すること。
- (3) その他、管理者が必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、前項の審議の結果を管理者に報告するものとする。

(組織)

第6条 委員会は、水道環境部長、上下水道課長、上下水道課長補佐、事業係長、下水道総務係長
その他管理者が必要と認める者をもって組織する。

2 委員長は、水道環境部長の職にある者をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、上下水道課長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、
又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会の庶務は、水道環境部上下水道課において処理する。

(委員以外の出席)

第8条 委員長は、必要と認めたときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴することができる。

(秘密の保持)

第9条 委員会に出席した者は、会議で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(違反点数の確認)

第10条 工事指定店等は、各自の違反点数の状況を確認することができる。

(違反点数の消滅)

第11条 第3条第1項及び第2項の規定により付加された違反点数は、違反点数を付加された日の
翌日を起算日として、新たな違反点数の付加がなく2年を経過したときは、消滅するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。